

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①株式会社堀内組（法人番号：8310001005983）
 ②株式会社山龍（法人番号：4310001007298）
 ③株式会社春本工業（法人番号：1310001005908）
 業者の住所：①長崎県佐世保市光町109
 ②長崎県佐世保市小佐々町田原69-34
 ③長崎県佐世保市白仁田町41-2
2. 指名停止措置期間：令和7年7月4日から令和7年10月3日（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
4. 事実概要：
 - ① 本件は、株式会社堀内組の元社員が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日及び3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたもの。
 - ② 本件は、株式会社山龍の元代表取締役が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたもの。
 - ③ 本件は、株式会社春本工業の元代表取締役が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：

公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕及び起訴されたことは、防衛省の「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号ア及び第10号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

指名停止措置要領付表第1

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内
10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内